

平成31年(ワ)第7175号 外3件 損害賠償請求事件

原告 (閲覧制限)

被告 学校法人東京医科大学

5

第3準備書面

2020(令和2)年2月28日

東京地方裁判所 民事第25部甲B係 御中

10

原告ら代理人弁護士 櫻町 直樹



ほか

被告代理人作成の令和元年12月13日付第3準備書面に対する反論は以下のとおりである。

第1 はじめに

- 15 1 女子受験生を不利益に取り扱う「属性調整」は、男女平等の原則、及び公正な
入学者選抜試験制度の要請に著しく反し、到底許されるものではない。このこ
とは、第三者委員会調査報告書でも繰り返し指摘されているところである。
- 2 しかるに被告は、入学試験は「試験の実施」と「合否の判定」に大別されると
して、「試験の実施」には特段の問題がないから違法と評価することはできず、
20 また「合否の判定」で「本件得点調整」の影響を受ける女子学生はごく一部に
過ぎないから、全体として違法ではないと反論している。
- 3 さらに、被告は、第三者委員会調査報告書の「本件得点調整の主たる責任は、
歴代の学長にある」という記述を引用して、本件得点調整は、入試委員会、教
育委員会、教授会はいずれも認識していたとは認定し難く、実施する決定もし
25 ていない以上、組織的に実施してきたとはいえないとし、被告に組織的な責任

がないかのように主張する。

- 4 しかし、この反論自体が、被告の入学者選抜制度が「公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行う」という大学設置基準に反し、組織的責任があることを露呈しているといえる。
- 5 5 試験の実施から合格者の決定・通知までの一連の行為は、あくまでも大学の組織としての行為であり、それにかかわるものの個人的な行為ではない。学長が入学者の選抜の決定権限を有する組織（機関）となっているのであって、得点調整も学長の個人的行為ではない。
- 6 継続的かつ組織的に性別による得点調整が行われてきたことは、否定できない
- 10 事実である。
- 7 さらに被告は、「医学部受験生の受験傾向」などをもとに、複数校受験が一般的であるから、被告を併願したはずだし、被告を受験しても他の医学部も受験できたと反論し、「本件得点調整を知っていれば原告らは被告を受験しないとはいえない」と主張する。
- 15 8 しかし、原告らは、性別による得点調整が行われているとは全く知らず、公正・公平な入学者選抜が行われていると信頼して、受験大学を選択しているのである。
- 9 女子であるというだけで入学者選別試験において差別され、不利益に扱われるような大学は、知っていれば受験大学としては選択の前提条件を欠く。受験生
- 20 は、不公正な性別得点調整を行うような試験をおこなう大学を受験しないという自己決定ができる人格を有している。
- 10 それでも、医学部は限られた数しかないのであるから受験したはずだという被告の反論は、原告らの人格を否定するに等しい傲慢な主張というほかない。医学部は限られた数しかなく、受験生は熾烈な競争を経て選抜されるからこそ、
- 25 入学者選抜での不公正な扱いは絶対に許されないのである。
- 11 得点調整という不正行為が行われた背景・動機について、第三者調査委員会報

告書では、被告大学の内部に、「女性や浪人生に比べて男性や現役生を優遇することを正当化する思想」が存在していたことは明らかであるとして、被告が二度と不正を繰り返さないためには、「このような不正を許す土壌や正当化する思想から決別することを内外に宣言し、大学の体質を根本的に改善していくことが必要不可欠である」と警告している。

1 2 公正な入学者選抜が行われることは、大学選択の基礎的な前提条件である。原告らは、被告に対し、原告らの主張を真摯に受けとめ、責任を否定するために原告らの主張を矮小化して反論することがないように求める。

10 1 3 それが、自己の救済だけでなく、他の女子受験生が再度このような差別を受けることがないようにという思いから提訴した原告らが求める、被告の性による差別からの決別の第1歩と考えるからである。

1 4 以下、被告の各主張に対する原告らの反論について詳述する。

第2 本件入試の手続きが全体として違法とならないとの被告の主張について

1 「試験の実施」と「合否の判定」を区別して論じるべきではないこと

15 (1) 被告は、入学試験を「試験の実施」と「合否の判定」に大別し、「試験の実施」において不適切な設問があった等との指摘はなく、「属性調整」により「合否の判定」に影響を受ける女子受験生はごく一部にすぎないから、「試験の実施」が全体として違法にならないと主張する。

20 (2) しかし、遅くとも平成18(2006)年度から平成30(2018)年度の間被告が実施した入学試験は、後述のとおり、計画的かつ組織的に、女子受験生に不利益な「属性調整」を組み込んで構築されたものであり、試験において不適切な設問があったという単なる不注意とは全く次元を異にする、あからさまな性差別である。

25 (3) そのため、「属性調整」を組み込んだ入学者選抜体制を不適切な設問があった試験と同列に論じることは、被告による論理のすり替えである。

(4) また、被告が「属性調整」を行うことを秘したまま実施した入学試験におい

て、「属性調整」を行わなかったとすれば合格した女子受験生が結果としてごく一部だったとしても、そもそも、被告が「属性調整」を行うことが受験前に明らかであったなら被告を受験すらしなかったのであるから、「属性調整」を組み込んだ入学者選抜体制を被告が構築して長年実施してきたという違法性が左右
5 されるものではない。

2 被告が組織的（・継続的）に違法な入学者選抜を実施してきこと：学長による「個人的」な行為ではあり得ないこと

(1) 被告は、あたかも、歴代学長が大学組織とは無関係かつ個人的に入学者選抜体制を決定してきたから、被告には責任がないかのように主張する。

10 (2) しかし、被告の入学者選抜体制を構築する組織の最高責任機関である学長が業務として違法行為を行った場合、その責任を被告が負うのは当然の帰結である。

(3) 平成 18 年当時の被告の学務課職員は、入試委員会の前に伊東学長に呼ばれ、男子を増やす案をいくつか考えろと指示され、2つの案を作成して入試委員会
15 に示し、学長が説明して入試委員会に諮り導入を決めた（注：下線は強調のため代理人が付した。）と第三者委員会に証言している。

(4) そして、当該証言は当該学務課職員が当時使用していたノートの記載と整合するから、信用に値すると評価されている。

(5) その上で、第三者委員会は、平成 18 年度入試より開始された属性調整は、
20 学長が当時の学務課職員に指示して導入されたと認定し（第三次調査報告書第 4 の 1 (2), 甲 4 [4 頁]), 自分が指示して属性調整を行ったのではないという伊東氏の不合理な言い訳を排斥している。

(6) また、伊東氏に続く学長白井氏及び鈴木氏も、学長就任時以降、属性調整を認識していたと報告されている。（第三次調査報告書第 4 の 1 (3) イ及びウ、
25 甲 4 [5 頁])。

(7) そして、第三委員会は、伊東氏、白井氏、鈴木氏ら（以下「伊東氏ら」とい

う。)には、学長として入試を含む学事の最高責任者として、属性調整の導入を指示せず、これを止めるべき責任があったと指摘し、属性調整の主たる責任が歴代の学長にあると断言している((第三次調査報告書第4の1(6), 甲4〔6頁))。

5 (8) 平成19年度から平成20年度の入試委員長であった下光氏についても、属性調整を認識していたとまでいえないとしても、伊東氏らと同様に入学者選抜体制の最高責任者で入試委員長でもあり、学務課職員に対する監督責任も負っていたのであるから、属性調整について責任があると指摘している(第三次調査報告書第4の1(6), 甲4〔6頁))。

10 (9) 以上のとおり、被告では、入試の最高責任機関である歴代学長が、組織の機関として違法な属性調整を含む入学者選抜体制を遅くとも平成18年度には構築し、これを平成30年度まで遂行してきたのであるから、被告がその責任を負うのは当然の帰結である。

3 被告が組織的(・継続的)に違法な入学者選抜を実施してきたこと：入試委員会、
15 教育委員会、教授会の役割・機能をふまえて

(1) 被告は、入試委員会、教育委員会、教授会がいずれも「属性調整」を認識していたとは認定し難く、被告が組織的に決定していない以上被告には責任がないかのように主張する。

(2) しかし、入試委員会、教育委員会、教授会には、いずれも学長が委員長を務めており、学長のほかにも兼務している委員が複数いるのであるから、歴代の学長が学務課職員以外に属性調整を各委員会に秘密裡にしていたということはおよそありえない。

ア 入試委員会

(ア) 入試委員会は、学長、副学長(医学科長)、副学長候補(基礎社会医学主任、臨床医学主任)及び教育委員会から選出された2名といったトップクラスの要職者らで構成され、学生の入学及び退学に関する事項のうち入学

25

者の選抜実施に関し必要な事項を審議する機関である（第一次調査報告書第3の2，甲2の1〔7頁〕）。

5 (イ) 入試委員の中には「女性は、妊娠や出産というライフイベントがあるので、
(中略) 将来的に大学や大学院を支える大事なポジションにつく者が男性
10 医師に比べて少ない」との認識を前提に、「女性医師を増やすと、診療科
目によっては医療崩壊の危険がある」といった理解のもと女性を不利益に
取り扱う「属性調整」に理解を示す意見があり（第一次調査報告書第6の
2（2），甲2の1p39）、「属性調整」が導入され継続されてきた動機・背
景に女性よりは男性が好ましいという思想があることは明白であると報
告されている（第三次調査報告書第6の1（2）ア，甲4〔16頁〕）。

15 (ウ) 上記2で述べた通り，平成18年当時の学務課職員は，第三者委員会のヒ
アリングにおいて，「ある年の入試委員会の前に呼ばれて話をしていると
き，男子を増やす案をいくつか考えろ，と学長に言われた。（中略）この
指示を受けて，学務課は，小論文の素点に対する加点内容が異なる2つの
案を作成した。それを入試委員会に示し，学長が説明をして諮って導入を
決めた」と証言しており，この証言は，信用に値すると第三者委員会でも
評価されている（第三次調査報告書第4の1（2），甲4〔4頁〕）。

20 (エ) また，平成30年推薦入試の合否判定の入試委員会において，委員長であ
る鈴木氏が「去年は女性が多かったから，今年は男性を多くとりたい」と
いう考えを持っていたことや，複数の委員会出席者が「入試委員会の冒頭
で，去年は女性が多かったから，今年は男性を多く取りたいという趣旨の
発言が鈴木氏からあった」旨述べていると確認されている（第一次調査報
告書第4の3，甲2の1〔25～26頁〕）。

25 (オ) 加えて，入試委員会は，「属性調整」が現に行われていた2次試験の合否
判定において，学務課職員が作成した合格者選定名簿に基づき，成績上位
者から順に1人1人，小論文，面接，欠席日数を検討し，マイナス要素の

ある受験生について調査書その他の資料によりさらに検討を行っていた。

つまり、入試委員会は、受験生の入試結果を丹念に検討していたのである。

5 (カ) 原告ら作成の2019年10月2日付第1準備書面第2の1(2)カでも述べたとおり、第三者委員会も、被告は、女子よりも男子を優先すること及びその手法として全員の得点に係数をかけたうえで属性に応じた一定の点数を加算することは、少なくとも平成18年度入試から行われたようであり、かける係数や加算する点数は、都度見直されてきたと指摘している(調査報告書第3章1(3)ア(イ),甲14〔23頁〕)。

10 (キ) すなわち、被告は、遅くとも平成18年度入試から、入試委員会において入試結果を丹念に検討することで、女子よりも男子が優先しているとは一見してはわからないよう、巧妙に係数を調整し、女子合格者数よりも男子合格者数を増やすという被告の望む結果を、長年再生産してきたのである。

15 (ク) これは、平成25年(2013)年度から平成30(2018)年度の平均合格率が男性6.27%、女性5.27%で男性合格率が女性合格率の1.29倍、平成30年に限っては3.11倍という性別による歴然たる合格率の差として表れている。

20 (ケ) 以上の事実からすれば、歴代学長が「属性調整」を入試委員会に秘密裡に行ってきたという被告の主張は不自然であり、入試委員会が「属性調整」を含む入学者選抜体制の構築・導入及び実施に大学の組織として関与してきたことは明らかである。

イ 教授会及び教育委員会

25 (ア) 教育委員会は、入試委員会の構成員に西新宿キャンパス整備長、大学病院院長、学生部長、医学教育学主任教授、卒前教育検討委員長、医学教育センター長、一般教育主任及び医学科教授会選出の役員等で構成され医学科学生の教育に関する事項を協議立案する機関である(第一次調査報告書第3の2,甲2の1〔7頁〕)。

- 5 (イ) 教授会は、学長、副学長、主任教授、東京医科大学病院長、茨城医療センター病院長、八王子医療センター病院長、一般教育主任及びその他学科長が氏名する者で構成され、学長が入学等学生の身分に関する事項及び入学試験に関する事項について決定を行うにあたり、審議し、意見を述べる機関である（第一次調査報告書第3の2、甲2の1〔7頁〕）。
- (ウ) 入試委員会と教育委員会・教授会の構成員を比較すると、入試委員会を構成するトップクラスの要職者らに他の者が追加されて教育委員会及び教授会が組織されている。
- 10 (エ) そして、経営に直結する合格者を何名までとするかという合格者選定の場面において、被告では、入試委員会で合格候補者が決定すると、その後、教育委員会と教授会に順次その結果が報告されていたが、教育委員会及び教授会で入試委員会の決定に異議が唱えられることはなかった（第一次調査報告書第3の4（1）ア（ウ）、同イ（エ）、甲2の1〔12、15頁〕）。
- 15 (オ) すなわち、入学者選抜試験に関しては、入試委員会の決定がそのままベルトコンベア式に教育委員会、教授会の決定となる組織体制であった。
- (カ) そうであれば、「属性調整」を含む入学者選抜体制を構築する際にも、入試委員会で導入が決定された後、教育委員会と教授会でも特段異議を出すことなく、ベルトコンベア式に導入が決定されたことが伺える。
- 20 (キ) 入学者の選抜は、「公平かつ妥当な方法により、適正な体制を整えて行」われるべきであるところ（大学設置基準第2条の2）、被告の入学者選抜体制の構築実施において、医学科学生の教育に関する事項を協議立案する機関たる教育委員会も、入学等学生の身分に関する事項及び入学試験に関する事項について学長が決定を行うにあたり、審議し意見を述べる
- 25 機関たる教授会も、入試委員会の決定に何らの異議を唱えておらず、およそ入試委員会の判断についてチェック機能をはたしていない。

(ク) そのため、被告は、入学者選抜体制の構築・実施において、左記大学設置基準第2の2が要請する「公正かつ妥当な方法による適正な体制」をおよそ整えていない。

5 (ケ) 被告は、受験生が長い時間と労力をかけ、その努力を注ぎ込んで受ける試験の可否を判定し、受験生の将来を決する重大な判断をするにも関わらず、受験生はその血のにじむ真摯な努力を蔑ろにしており、組織としての怠慢も甚だしい。

(3) 小括

10 ア 以上のとおり、被告の入学者選抜体制は、これを決定する最高責任者である学長がその権限を行使し、遅くとも平成18年度には女子受験生を性別のみを理由として不当に差別する属性調整を導入し、その後も実施してきた。各委員会の委員長でもある学長と各委員を兼務する者を複数含む各委員会が、どのような学生をどのような方法により選抜し、どのような受験生を何人合格させるかといった、被告にとって重大な事項を、学長のみが独断でおこな

15 っていたというのはあまりに不自然であり、入試委員会、教育委員会、教授会が組織的に「属性調整」を行ってきたことは明らかである。

イ 違法な属性調整を主体的に導入・実施したのが歴代の学長であったとしても、公平・公正な入学者選抜試験体制を構築・実施するために組織されている入試委員会、教育委員会、及び教授会が、違法な属性調整を構築・実施する学

20 長に対し、何らの意見も述べず監督責任を果たさなかったのは、公平・適正な入学者選抜試験を行うべく組織された責任の根幹を放棄しているに等しい。

ウ したがって、被告が「組織的に」違法な属性調整を構築し実施してきたことは明白である。

25 4 本件は「採点ミス」の事例とは全く異なること

(1) 被告は、採点ミスの事例をあげ、「属性調整」により不合格となった受験生

がいたことをもって、その他の受験生との関係で合否判定が違法になるわけではないと主張する。

(2) しかし、被告は、平成18(2006)年度から平成30(2018)年度まで13年度もの長期間にわたり、女子合格者数を抑制するという明確な目的をもって、女性であることを理由に、一律に女子受験生に不利益を組織的に課してきたのであり、単発かつ偶発的に、採点担当者という一個人が「ミス」をした事例とは明らかに異なり比較しようもない。

第3 募集手続きが欺罔行為でなく他学の受験機会の喪失もないとの被告の主張について

10 1 医学部入試の実態

被告は、「属性調整」が説明されたとしても合格基準に達すれば女子受験生でも合格するため、合格の可能性が完全に排除されない限り被告を受験することは当然に考えられると主張する。

(1) 医学部入試の実態

15 ア 被告も自認するように、医学部入試は、「合格率が低く合否を分ける順位には多くの受験生が横並びとなり、当日の出来・不出来次第で合否が変わってしまう」ほど過酷な、まさに1点を争うシビアなものである。

イ そして、「医学部自体が限られた数しかない」く「受験生の実力や通学可能範囲、支払える学費の上限等から志望校の範囲は一定数に絞られ」(被告第3準備書面第2(2)ウ)、さらに、被告の分類によれば、関東地方で被告と同じ旧設私立医科大学に属する医学部は6校しかなく、うち1校は偏差値が高めで、うち1校は女子学校である(被告第3準備書面第2(2)ウ)。

ウ よって、関東地方で共学を希望する女子受験生は、たった4校のうちから、自己の能力、通学範囲、学費、試験日程等を考慮して志望校を選定するしかない。

エ そして、第1準備書面第3の1(1)イで述べた通り、私立大学医学部の出

題形式は、大学によって出題科目が異なり、出題内容の特色があるため、受験生は、志望大学の出題形式等を研究して特別な対策をし、志望大学の入試に焦点を合わせて試験勉強に取り組む。

オ 受験生の最大の関心は、自身がその大学を受験して合格するか否かである。

5 受験生は、被告の「属性調整」を知っていれば、試験当日の出来・不出来によりわずかな差で合否を分ける熾烈な医学部入学試験において、自らの得点とは関わりのない、かつ、自らの意思では変えようのない「女性」であることのみをもって男子受験生より確実に不利益に評価される被告を受験しても、自身の合格可能性が極めて低くなるであろうことは容易に想像できる。

10 カ 受験予備校においても、「偏差値が自分の実力からかけ離れたような大学はさすがに受験すべきではありません」と指摘しているところ（乙21）、女子受験生を男子受験生に比べて最大20点もの得点差をつけて評価する被告は、1点で合否を分ける医学部入試において、女子受験生にとっては自己の能力に関わらず自動的に男子受験生より最大20点も減点されるのであるから、まさに「偏差値が自分の実力からかけ離れたような大学」に該当する。

15 キ 加えて、受験においては自分の実力より上の水準の大学の入試に挑戦することがありうるにしても、その最低限の前提条件として、採点における公正・公平な評価方法が担保されている必要がある。被告の入試の場合は、その前提を決定的に欠いている。

20 ク そうすると、被告が女子受験生を一律に不利益に評価する「属性調整」を行っていると言明していれば、たとえ合格したとしても女性差別的な思想を持つ被告において入学後も不利益な扱いを受けるおそれが高いにもかかわらず、男子受験生よりも明らかに合格可能性が極めて低い被告をあえて志望し、一分たりとも無駄にできない受験期間の貴重な時間を費やすはずがない。

25

(2) 男女別定員について

ア 被告は、男女別に定員を設け女性定員を男性定員より少なくする大学が存在するため、「属性調整」が説明されていれば受験しないとはいえないと主張する。

5 イ しかし、そもそも、女性であることを理由として男性より少ない定員を設けることも、憲法第13条、第14条1項、第26条1項、教育基本法第4条1項に照らし、合理的な区別であるとは評価しがたい。この点を置くとしても、性別による定員の区別は、少なくとも予め公表されており、女子受験生は、性別により定員に区別を設ける大学を志望校として選択しないことが可能である。

10

ウ また、性別による定員の区別と、被告の「属性調整」とは本質的に異なる。すなわち、男女別定員は、性別によって実際に不利益が生じるか否か、どの程度の不利益になるかは偶然に左右される一方、被告の「属性調整」は、女子受験生が必ず不利益を被ることが受験前に予定されており、かつ、公表もされていない。

15

エ 受験生にとって、自分の得点が何点であるかは合否を決する最大の関心事項である。

オ そうすると、女性であることのみをもって男子受験生より確実に不利益に評価される被告を、女子受験生が受験するはずがない。このように、男女別定員と「属性調整」を欺罔した被告の入学試験とは同列に論じえない。

20

(3) 司法試験との比較について

ア 被告は、受験回数に制限を設ける現行司法試験や、受験回数が少ない受験生を優遇する旧司法試験を例に挙げ、受験者が存在することをもって「属性調整」が説明されていれば受験しないとはいえないと主張する。

25

イ しかし、司法試験は、日本国内唯一の制度であり受験生はそれを受験するほか選択肢はなく、医学部入試制度とは比較しえず、かつ、司法試験において

は性別による合否判定も予定されていない。

(4) 入学動機について

- 5 ア 被告は、受験生の入学動機は様々であり、被告の校是である「正義」もそのひとつであると述べるが、被告が平成18(2006)年度から平成30(2018)年度まで行ってきた「属性調整」は、公正が求められる入学試験において、性別のみを理由として女子受験生に不利益を課してきたものであり、およそ「正義」とはかけ離れている。
- 10 イ 日本国憲法が性別によるあらゆる差別を禁止し、教育基本法が性別を理由に教育上差別されないことを定めているなか、被告も、表向きには「東京医科大学男女共同参画宣言」(平成27年12月3日)において、「性別にかかわらず、教育、研究、診療、大学運営において個性と能力を十分に発揮できるよう、グローバル社会にふさわしい職場環境と風土づくりに努めます」と宣言し、平成28年には、内閣府「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言に賛同するなど、あたかも女子学生を歓迎しているかの如き体勢をとっていた。
- 15 ウ そのため、被告の受験生は、被告が女子学生の活躍を支援する姿勢を持っていると考えていたというべきである。
- エ しかし、「属性調整」を行う被告の実態は、これら被告自らが賛同していた男女共同参画推進の姿勢からは遙かにかけ離れたものである。
- 20 オ 被告が「属性調整」を行うと予め説明していれば、女子受験生は、自身の合格可能性が男子受験生より極めて低いことを事前に知るだけでなく、被告が女子学生を歓迎しておらず、女性差別的な思想を持つおよそ「正義」を体現しない大学であると判断でき、たとえ入学したとしても、入学後も性別を理由として不利益な扱いを受けるおそれがあると予測しえる。
- 25 カ そうすると、女子受験生は、被告の「属性調整」を予め知っていれば、男子受験生より極めて合格可能性が低く、かつ、女性であるがゆえに不利益な

取り扱いを受ける被告を志望せず、他大学を志望し、貴重な時間と努力、そして経済的負担を被告ではない他の大学の受験勉強のために使い得たのに、その機会を失ったのである。

2 医学部受験生の受験傾向について

- 5 (1) 被告は、受験生が一般的には複数の大学を併願して受験する傾向があるから、「属性調整」知っていれば受験しないとは言えないと主張する。
- (2) しかし、たとえ腕だめしやいわゆる滑り止めであったとしても、上記第2の1で既に述べたとおり、限りある貴重な学習時間と金銭を費やす受験生が、合格率の低い限られた数の医学部入試において、被告の属性調整を予め知っていれば、通学、学費、試験日程を考慮してもなお被告を受験するはずがなく、10 費やす必要のなかった被告への入試対策の努力や費用は、無駄になったというべきである。

3 入試日程について

- (1) 被告は、平成30(2018)年度の入試日程を例に挙げ、被告を受験しても15 他大学を受験できた入試日程であるから、他大学の受験機会を喪失していないと主張する。
- (2) しかし、入試日程上他大学を受験し得たとしても、入試に向けた受験勉強、各種準備に費やす時間も資力も体力も有限であるから、原告らが他大学の受験機会を喪失したことに変わりはない。
- 20 (3) すなわち、受験生は、受験に先立ち、自己の能力、通学、学費、校風、試験科目、卒業後の進路等の観点から志望校を洗い出し、入試日程を確認して実際に受験可能であるか検討する。そのため、受験生は、実際の入試日程より相当程度早い時期に被告を志望することを決定している。
- (4) そして、過去の被告の出題形式を研究し、特別な対策をしつつ、一日の大半25 を受験勉強に費やす。被告が「属性調整」を行うことを予め公表していれば、上記第2の1に述べた通り、熾烈な医学部入学試験において、自らの得点とは

関わりのない性別という属性で男子受験生より確実に不利益に評価される被告を、わざわざ志望校に選び受験勉強に取り組む理由がない。

5 (5) 受験生は、志望大学の受験日に向けて心身の調子を整える。遠方の受験生は、受験前日から移動も余儀なくされる。受験当日の1日が確保されればそれだけでよいというものではない。

(6) 女子受験生が被告の「属性調整」を予め知っており、被告を志望校から除外できていたならば、その分の受験対策にかける時間、体力、資力等を、たとえばもう1校、他の公正な入学試験を行う大学を受験するために振り分けられたはずである。

10 (7) したがって、入試日程上他大学を受験し得たとしても原告らが他大学の受験機会を喪失したことに変わりはない。

4 最判平成21年12月20日（民集63巻10号2463頁）

15 (1) 上記最判は、私立中学・高等学校を設置する学校法人が、生徒募集の際、当該学校の特色ある道徳教育を積極的に宣伝していたものの、入学後にその道徳教育を廃止した事案である。

(2) この事案において、最高裁は、親の学校選択の自由について、その権利性を認めている。

20 (3) 未成年の子の親が学校選択の自由を有するのであれば、その未成年の子自身にも当然に学校選択の自由があり、権利性を有することは明らかである。原告らが学校選択の自由、すなわち大学選択に関する自己決定権を有していることを明確にするために上記最判を引用した。

25 (4) そして、上記最判を解説した鹿児島地方裁判所判事補田中いゑ奈（当時）によれば、「入学募集段階で虚偽の説明がなされたというような事案」を、「学校選択の自由が侵害される典型的な場面」として例示している（別冊判例タイムズ32号142頁，甲20）。

(5) 学校選択の自由を行使するためには、入学募集の段階において、定員、試験

日、試験会場、受験科目といった外形的な情報のみならず、受験生の最大の関心事である自分の得点がどのように評価されるかという評価方法が正確に公表されている必要がある。

5 (6) そうして初めて、受験生は、どの大学を受けてどの大学を受けないかという選択の機会を確保しえるのである。

(7) この点、女性であるという属性に着目して、被告が女子受験生を一律に減点するという評価方法は、受験生にとって最大の関心事である得点の評価方法であり、学校選択の自由を行使するうえで、最も重大な情報である。

10 (8) 被告は、このような重大な情報を公表すれば、明らかな女性差別として重大な問題であると各方面から指摘されることがわかっているからこそ入学募集段階において公表してこなかったのである。

15 (9) 被告が平成18(2006)年度から平成30(2018)年度まで、公正・公平な扱いをする体制が求められる入学者選抜試験において、外見上は公正・公平な入学者選抜試験を実施しているように装い、真実は、女子受験生を差別する「属性調整」を行っているのに、少なくとも外見上は公平・公正な入学者選抜試験を実施しているかのように虚偽の説明をし、受験生を欺罔して学生を募集してきたことは、まさに上記「学校選択の自由が侵害される典型的な場面」である。

5 大阪高判平成16年10月14日判決(判例時報1890号54頁)

20 (1) 上記高判は、大学が「推薦入試制度について適切な説明をせず、かえって誤った情報を提供し」た事例において、「他の大学のスポーツ推薦入試を受験するか否かを検討する機会を喪失したこと」について慰謝料が認められた事例である。

25 (2) 本件でも、本来、公正・公平であるはずの入学者選抜試験において、被告の入学者選抜試験体制においては女子受験生を差別する「属性調整」を行っていることを、被告が募集に際し説明しなかったことは、入試制度について適切な

説明を行っていない場合と異ならない。

(3) そして、被告らの募集要項によれば、国語や数学といった学力試験と、小論文、面接、適性試験、調査書により合否が決定されると明示されており、募集段階において、女子受験生を一律に不利益に評価する旨は明示されていなその
5 ため、被告らは入学試験制度において誤った情報を受験生に提供しているの
ある。

(4) そして、原告らは、女子受験生を一律に不利益に評価する旨を被告が明示し
なかつた、つまり欺罔して募集した結果、第2で述べた通り、他大学を受験す
る機会を喪失したのである。

10 第4 原告に損害等がないとの被告主張に対する反論

1 受験感謝料

(1) 被告は、原告らは本件得点調整を知っていれば受験しないとはいえない、原
告らは被告以外の医科大学も併願しており受験の努力が無駄になることはない、
被告を受験しても他学を受験することはできたとし、原告らに受験感謝料が発
15 生しないと主張する。しかし、被告のこれらの主張に理由がないことは、前述
したとおりである。

(2) そもそも、日本国憲法14条は「すべて国民は、法の下に平等であつて、人
種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係
において、差別されない。」とし、教育基本法3条は、これを受けて「すべて国
20 民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければなら
ないものであつて、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によ
つて、教育上差別されない」と明記する。教育機会における男女平等は、教育
における最も重要な価値のひとつなのである。

(3) 医師になることを志し、被告も主張するようにまさに1点の違いが合否を
25 分ける、苛酷な受験競争に身を投じた原告らにとって、文部科学省から認可を
受け、国から多額の助成金を受けた大学、いわば公的な存在である被告から、

上記教育機会の平等を真っ向から否定する「女性」という「属性」だけで採点において不利益に取り扱うなどという、女性である原告らの人格的な価値を否定するに等しい、侮辱的な入学試験を実施され、これに知らず知らずに参加させられたことの屈辱感、精神的苦痛は計り知れない。

5 (4) 原告らは、被告の入試に参加させられたことで、人間としての尊厳を深く傷つけられたのである。

(5) 上記のように、受験という重要な局面で、被告の欺罔行為により、試験に参加させられた受験生らが被った精神的苦痛や学校選択の機会の喪失等の不利益は甚大なものであり、受験慰謝料をもって償われるべきである。

10 (6) なお、被告による「原告らが仮に本件「属性調整」を知っていても被告を受験しないとはいえず、受験慰謝料の発生根拠を欠く」という主張からは、被告が「属性調整」を含む本件入学者選抜行為という重大な差別行為を単なる技術的な点数調整の問題に矮小化しようとする姿勢が伺えるが、極めて不当である。

2 不合格慰謝料

15 (1) 被告は、本件得点調整により合否に影響が及んだ受験生について、追加合格判定の実施や補償の提案等の対応を行ったとして慰謝料が発生しないと主張する。

20 (2) しかしながら、追加合格判定の実施や補償の提案は、何ら原告らの慰謝料不発生を根拠付けるものではない。自身の知らない間に犯罪被害に遭っていた者が「実はあなたに犯罪を行っていました。いくらかお支払いします」と言われたところで、精神的苦痛がなくなりなどしないことは明らかである。

(3) 医師を志し、1点を争う医学部入試に身を投じた原告らにとって、各大学の合否発表は今後の人生を大きく左右するものである。不合格通知を受けることで受験生が受ける落胆、悔しさなどの精神的負担は大きい。

25 (4) 本来合格するほどに試験で実力を発揮できていた者であれば尚更である。あれほどできていたのに何故だろう、何を失敗してしまったのだろうという大き

な困惑、混乱も生じる。

(5) 不合格による大きな落胆や困惑、混乱は、その後の他大学の受験、浪人生活へも影響しかねない重大なものである。

5 (6) このような、不合格通知を受けたことで生じた精神的負担が、実は、自身の力が及ばなかったことではなく、大学が「女性」という自分ではどうすることもできない「属性」を理由に自分を差別した結果だったのだ、被告が原告の尊厳や努力を踏みにじった結果だったのだと知った原告らの精神的苦痛は想像を絶する。

10 (7) 被告は、500万円という慰謝料額は人身損害に及ぶようなケースに限定されるのであり高額に過ぎると主張するが、被告に踏みにじられた尊厳は、人身損害に比して何ら小さなものではない。

(8) 原告らが不合格とされたことによる慰謝料は、金500万円を下るものではない。

3 入学検定料等

15 (1) 合否の判定において本件得点調整による影響を受けなかった受験生

前記で述べたとおり、原告らは、本件得点調整を知っていれば被告を受験していなかったのであるから、まさに得点調整とそれを秘して行われた一連の不法行為としての入試により生じた損害である。

(2) 合否の判定において本件得点調整による影響を受けた受験生

20 被告は、不合格慰謝料と入学検定料等の損害は両立しないと主張する。しかし、いずれも、被告により行われた得点調整とそれを秘して実施された一連の不法行為としての入試により生じた損害であり、両立する。

以上